

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の保管状況等届出書の記入要領

1. 「保管の場所」

「保管の場所」が「保管事業場の所在地」の住所と異なる場合は、住所を記載してください。

「保管の場所」が「保管事業場の所在地」の住所と同じ場合は、「所在地と同じ」と記載してください。

2. 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名を記入してください。

前任者の異動等で有資格者がいない場合は、就任予定者の職名と氏名を記入してください。

3. 番号

新たに保管に変わったものについて、発生年度を頭につけて番号を付けてください。

[例]【平成 29 年度の場合】 高圧コンデンサ：29-A-1、高圧トランス：29-B-1

(ただし 1 種類の時は 29-1、29-2...と記入)

また、PCB 廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって、種類ごとに整理番号が付けられないときは、保管する容器ごとに番号を付けてください。

4. 廃棄物の種類

廃棄物の名称を具体的に記入して下さい。

[例] 高圧コンデンサ、高圧トランス(高圧とは、受電電圧が 600V を超えるものをいいます。) 低圧コンデンサ、低圧トランス、柱上トランス、安定器、PCB、PCB を含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウェス、汚泥。

5. 廃棄物の型式等

機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入してください。なお、電気機器でない場合は、記入は不要です。

(1) 定格容量

単位としては、「KVA」「KW」「VA」があります。

(2) 表示記号等

主に高濃度 PCB 廃棄物に記載されている表示を記載してください。

[例] 不燃(性)油、シバノール、AF 式、DF 式 など

6. 処分予定年月

高濃度 PCB 廃棄物の処分予定年月を記入してください。

処分業者との調整が終わっていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入してください。

7. 量（「台数又は容器の数」「総重量」）

（1）台数又は容器の数

電気機器については台数（個数）を、単位とともに記入してください。

ただし、低圧コンデンサなど体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって、台数（個数）を把握できないときは、容器の数（缶数等）を記入してください。

（2）総重量（kg）

電気機器については、1台あたりの重量に台数（個数）をかけた総重量を記入してください。

また、まとめて容器に保管している物は、容器込みの重量を記入してください。

7. 濃度区分

「高濃度」、「低濃度」、「不明」のうちの該当するものを記入してください。

8. 保管の状況

（1）容器の性状

PCB廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入してください。

なお、トランスやコンデンサをそのまま保管している場合は、「なし」と記入してください。

【例】 金属製箱、ドラム缶、ペール缶、一斗缶、プラスチック容器、金属製受け皿

（2）囲い等の有無

PCB廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無および保管されている旨の右記のような表示の有無を記入してください。

【例】 キュービクル内に保管している場合は囲い有

特別管理産業廃棄物
PCB汚染物保管場所につき
関係者以外の立入を禁止する
管理責任者〇〇〇連絡先△△

（表示は縦 60 cm×横 60 cm以上）

9. 処分業者との調整状況

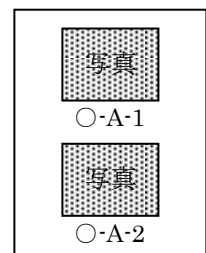
高濃度 PCB 廃棄物の処分委託契約を JESCO と締結済みであれば、その締結年月を記入してください。低濃度 PCB 廃棄物については、記入不要です。

また、JESCO に登録済みの場合は、その登録番号も記入してください。

10. 写真の添付

新規保管分がある場合は、整理番号ごとに **PCB 廃棄物**及び **使用中の PCB 使用製品**が特定できる写真を添付してください。

（サイズ規定なし。デジタルカメラ可。）



1 1. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

- (1) この表には、現在使用中の PCB を含む製品について記入してください。
ただし、「高濃度 PCB 使用電気工作物」については電気事業法に規定する届出対象であるため、記入する必要はありません。
- (2) 製品の種類、製品の型式等、量、濃度区分
上記の「PCB 廃棄物の保管状況」を参照してください。
- (3) 廃棄予定年月
高濃度 PCB 使用製品の使用を止めることを予定している年月を記入してください。